

シリーズ「国民健康保険」の話



カモン君

●問合せ先 国保年金課国保係 ☎72-2111 (内線424・425)

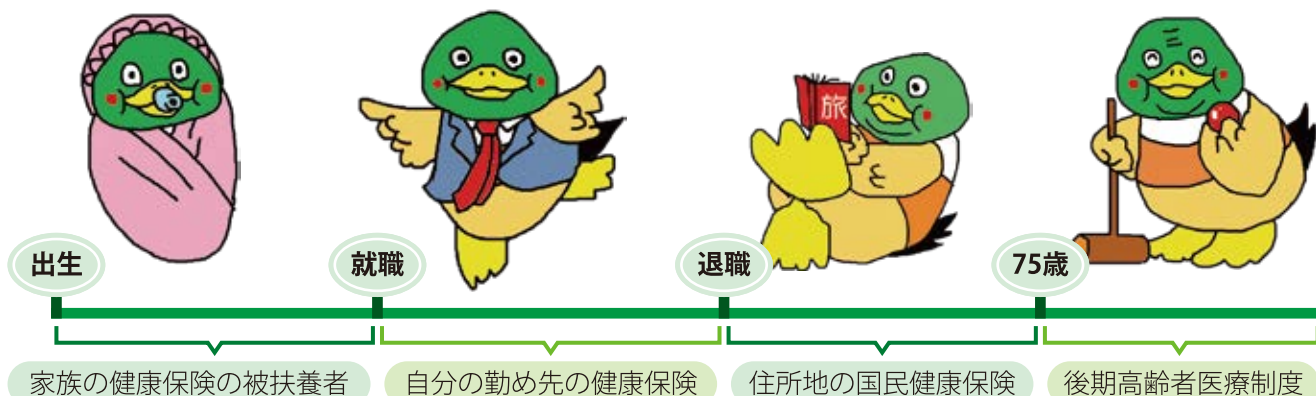
少子高齢化が進む現在、日本が抱えている最も大きな課題の一つが「今後の社会保障制度のあり方」です。これまで私たちの社会は「健康保険」や「公的年金」といった制度に支えられて発展してきました。

「健康保険制度」とは、病気やけがで高額な医療費が必要な時も安心して病院にかかれるよう、普段から保険料(税)を出し合って助け合う制度です。

日本には、勤め先で加入する健康保険(組合健保、協会けんぽ、共済組合など)、75歳以上の人加入する後期高齢者医療制度、それ以外の人加入する国民健康保険(国保)などがあり、**すべての人がいずれかの保険に加入することになっています。**

国保には、農業や自営業、アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない人、退職して職場の健康保険を脱退した人などが加入しており、**現在、小郡市では約22%の人が国保の被保険者となっています。**

わたしたちの暮らしと健康保険～民間の会社に勤務している人の場合～



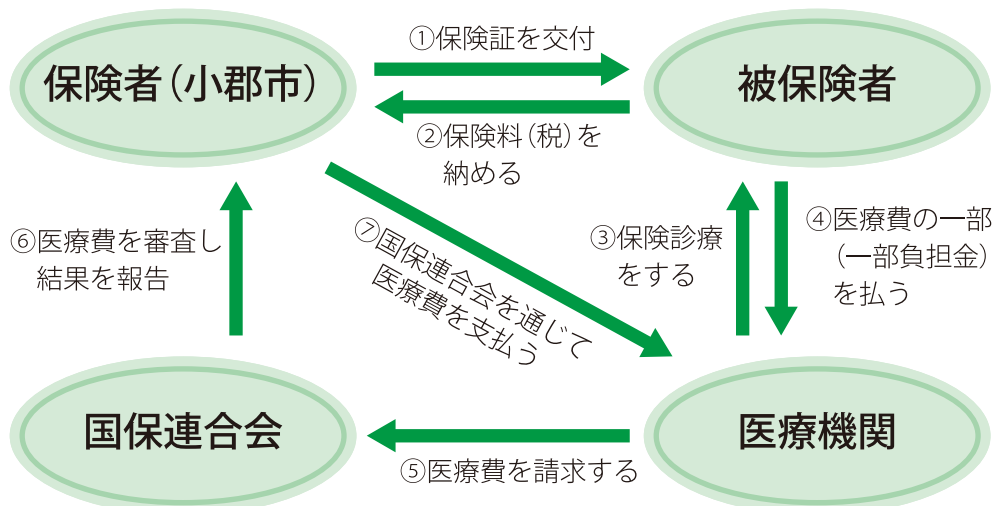
現在の制度では、会社の健康保険に加入している人も、退職後は国保や後期高齢者医療制度に加入することになります。

健康保険のしくみ

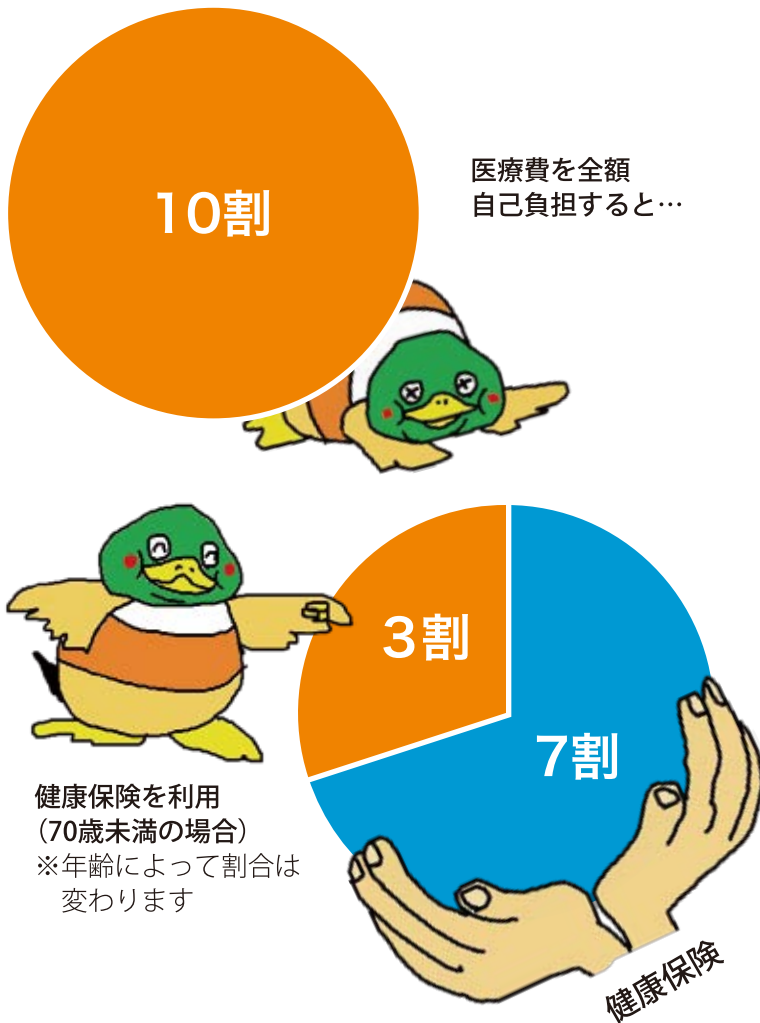
誰もが生まれたときから当たり前のように加入していて、使い方も保険証を病院の窓口で提示するだけ。普段、そのしくみやメリットをあまり意識することがない健康保険ですが、一体どのようにして皆さんの医療を「保険」しているのでしょうか。国保を例にしてみましょ。

国保の運営は、被保険者が負担する保険料(税)と国や県からの補助金を主な財源として行われています。

国保を運営する保険者(市町村)は、これらの財源から被保険者の医療費や出産育児一時金などの「給付」を行っています。



健康保険の「医療費給付」のしくみ



皆さんが病院や薬局で健康保険証を提示して支払う金額(一部負担金)は、医療費全体の一部。実は健康保険が残りの部分を後から医療機関に支払っているのです。

また、被保険者の収入状況などに応じて医療費の限度額が決められており、数百万円かかる高度な治療であっても、被保険者は限度額の範囲内で受けることができます。限度額を超える部分は、すべて健康保険が負担します。

PICK UP! 医療費通知

小郡市国保では、ご加入中の世帯に対し、皆さんが医療機関で払った一部負担金と実際に治療にかかった医療費を記載した医療費通知のはがきをお送りしています(2か月に1回)。

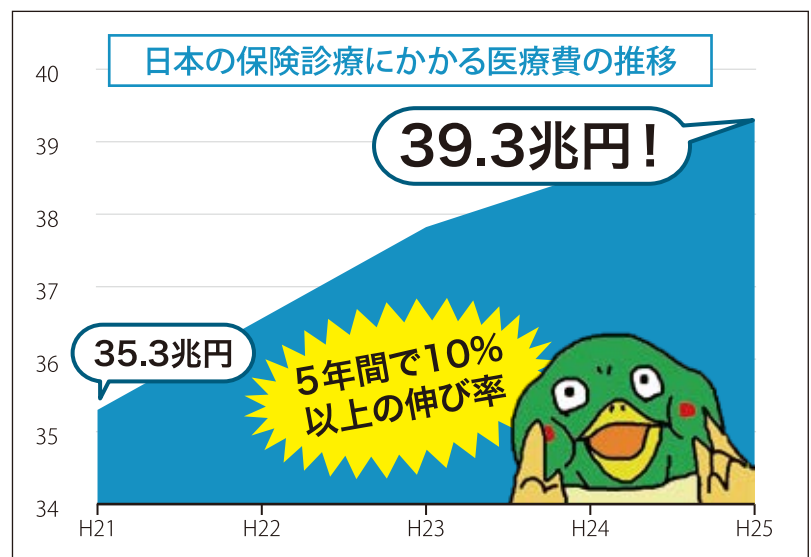
普段なかなか意識しにくい医療費の実態をご理解いただくとともに、医療機関からの請求ミスなどを防止し、医療費の適正化を図ることを目的としています。

年々増え続ける医療費

さて、皆さんは、ご加入中の健康保険から「医療費の節約のお願い」についてのチラシやお手紙をもらったことはありませんか？

これまで私たちの暮らしを支えてきた健康保険制度も、近年では慢性的な財源不足により全国的に危機的な状況となっています。その最大の原因は、年々増え続ける医療費にあります。

医療費が増えると、それに伴って健康保険の支出も増えていくためです。



(厚生労働省「医療費の動向～概算医療費の年度集計結果～」)

小郡市の国民健康保険も例外ではなく、平成14年度から赤字が続いている状態です。このまま収入が伸びないまま、支出だけが膨らんでいくと、健康保険制度は破綻してしまいます。

国民健康保険の経営を健全化するには、保険者である小郡市の取組みに加え、市民の皆さんのご協力が不可欠です。そこで、現在小郡市の22%の人が加入していて、いずれ誰もが加入する国民健康保険制度を理解していただくために、「シリーズ『国民健康保険』の話」の連載を始めます。

次回では、小郡市国民健康保険の状況を具体的に見ていきます